

17 酒類の表示義務

〈表示制度の概要〉

酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、当該酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています(酒類業組合法 86 の 5、酒類業組合法施行令 8 の 3)。

また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他政令で定める事項の表示について必要な基準を定めることができますとされています(酒類業組合法 86 の 6、酒類業組合法施行令 8 の 4)。

このほか、食品表示法に基づく食品表示基準が令和 2 年 4 月 1 日から適用されています。

目的	表示内容	根拠規定
酒類の品目等の表示義務	酒税の保全 <ul style="list-style-type: none">・製造業者の氏名又は名称・製造場の所在地・内容量・品目・アルコール分・税率適用区分(発泡酒及び雑酒)・発泡性を有する旨及び税率適用区分(その他の発泡性酒類)	酒類業組合法 86 の 5 酒類業組合法 施行令 8 の 3
酒類業組合法に基づく酒類の表示基準(※)	酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため <ul style="list-style-type: none">・清酒の製法品質表示基準 (平成元年 11 月国税庁告示第 8 号)・果実酒等の製法品質表示基準 (平成 27 年 10 月国税庁告示第 18 号)・酒類の地理的表示に関する表示基準 (平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号)・二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準 (平成元年 11 月国税庁告示第 9 号)	酒類業組合法 86 の 6 酒類業組合法 施行令 8 の 4 国税庁告示
食品表示法に基づく食品表示基準	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保 <ul style="list-style-type: none">・名称(品目)・添加物・内容量・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所・製造所等の所在地及び製造者等の名称等・L-フェニルアラニン化合物を含む旨・原料原産地名 など	食品表示法 4 食品表示基準

※ 酒類の表示基準を定める権限は、財務大臣から国税庁長官に委任されています(酒類業組合法施行規則 20)。

※ 日本農林規格等に関する法律の改正に伴い、酒類における有機の表示基準(平成 12 年国税庁告示第 7 号)が廃止され、有機酒類については、有機 JAS 認証を取得し、有機 JAS マークを付すことが必要となりました。

なお、令和 7 年 9 月 30 日までは引き続き有機の表示基準に基づく表示ができる旨の経過措置が設けられています。

18 清酒の製法品質表示基準

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第8号）が制定された平成元年当時、清酒については、酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった製法や品質の異なる様々なタイプの清酒が酒屋さんの店頭で見られるようになりましたが、それらの表示には法的なルールが無かったため、消費者からどのような品質のものであるかよく分からぬという声が高まっていました。

そこで、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、平成2年4月から適用されています。この表示基準では、①吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった特定名称を表示する場合の基準を定めるとともに、全ての清酒について、②清酒の容器等に表示しなければならない事項の基準、③清酒の容器等に任意に表示できる事項の基準、④清酒の容器等に表示してはならない事項の基準が定められ、消費者の商品選択の大きなよりどころとなっています。

清酒の製法品質表示基準（概要）

1 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特定名称は、原料、製造方法等の違いによって8種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米の使用割合	香味等の要件
吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
大吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
純米酒	米、米こうじ	—	15%以上	香味、色沢が良好
純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
特別純米酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好
本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
特別本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合60%というときには、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合

92%程度の白米（玄米の表層部を8%程度削り取ります。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、「農産物検査法」（昭和26年法律第144号）に基づく「農産物規格規程」（平成13年農林水産省告示第244号）によって、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のデン粉を糖化させることができます。）の製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、デン粉質物や含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スッキリした味」となります。更に、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの重量（アルコール分95度換算の重量によります。）は、白米の重量の10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理から瓶詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

2 必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として8ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示することになっています。

(1) 原材料名

使用した原材料名を、米、米こうじ、以下、使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

原材料名	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	68%

(2) 保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存又は飲用上の注意事項を記載します。

（参考）

生酒及び生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の2回加熱処理をしています。

(3) 原産国名

輸入品の場合に記載します。

(4) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

- 製造者の氏名又は名称
- 製造場の所在地（記号で表示してもよいことになっています。）
- 内容量
- 清酒（原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒の場合、「日本酒」と表示してもよいことになっています。）
- アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

(1) 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦100%と表示できます。

(2) 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、産地が異なるものをブレンドした清酒には産地名を表示できません。

(3) 貯蔵年数

1年以上貯蔵した清酒に、1年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

(4) 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分1%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

(5) 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

(6) 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

(7) 生一本

一つの製造場だけで醸造した純米酒に表示できます。

(8) 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点で、木製の容器に収容されているかは問いません。

(9) 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合において、品質が優れているものに表示できます（使

用原材料等から客観的に説明できる場合に限ります。)。

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するためには使用することはできません。

(10) 製造時期の表示

清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、製造時期であることを示す文字の後に表示できます。

なお、保税地域から引き取る清酒で製造時期が不明なものについては、製造時期の代わりに輸入年月日を輸入年月日であることを示す文字の後に表示できます。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

- (1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語
- (2) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
- (3) 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

※ ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として8ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたものですので、8ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語(例: 「米だけの酒」)を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。



19 果実酒等の製法品質表示基準

1 制定の経緯等

国内における酒類の消費が伸び悩む中で、ワインについては国内製造分も含めて消費が拡大しています。特に国産ぶどうのみから造られる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場しています。また、地域振興、6次産業化などを通じて、新たな「日本ワイン」造りへの参入も期待できます。

ワインはEUを中心に古くから国際貿易の主要な产品として取引されています。ワインのラベル表示はその出所や品質の判断要素として重要視されており、EUを始め、アメリカやオーストラリアなど多くの国において公的なワインの表示に関するルールが定められています。

他方、国内においては「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通しており、ワインのラベル表示に関する公的なルールも無かったため、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン（海外原料使用のワイン等）の違いが分かりにくいという問題がありました。

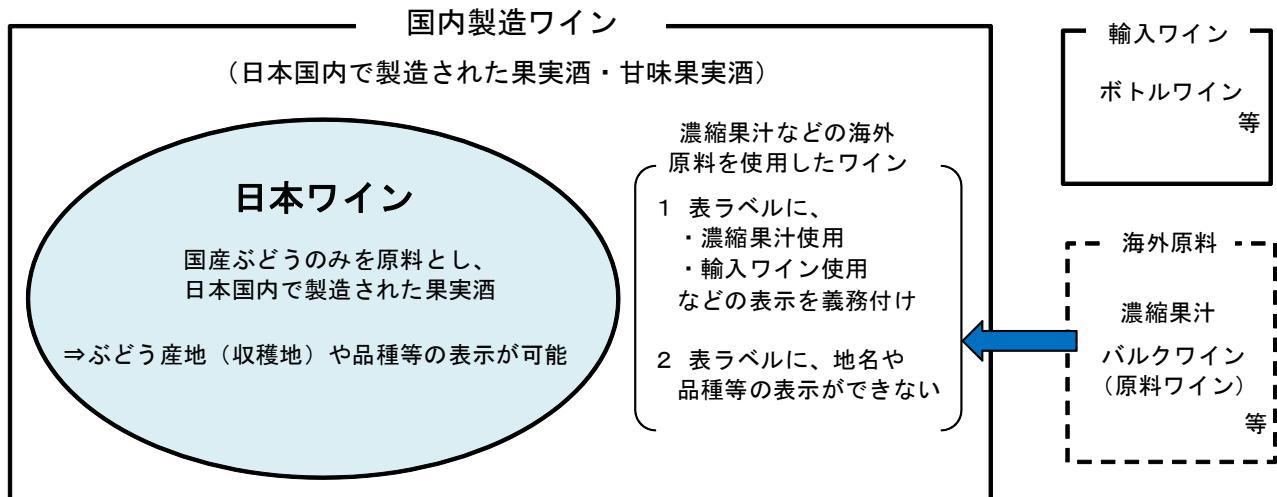
こうした状況を踏まえ、「日本ワイン」の国際的な認知度の向上、消費者にとって分かりやすい表示といった観点から、国際的なルールを踏まえたワインの表示のルールを定めることとし、国税審議会の答申を受け、酒類業組合法に基づく「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）（以下「表示基準」といいます。）を平成27年10月に定め、平成30年10月から適用しています。

2 表示基準の概要

日本ワイン

日本ワインとは、国内で収穫されたぶどうのみを使用し、日本国内で製造された果実酒のことをいいます。

表示基準では、国内で製造された「国内製造ワイン」と輸入された「輸入ワイン」とで区分し、さらに国内製造ワインのうち、国内で収穫されたぶどうのみを原料とした果実酒を「日本ワイン」に区分しています。



「日本ワイン」の表示

日本ワインには、一括表示欄に「日本ワイン」と表示する必要があります。また、一括表示欄以外の場所には、任意で表示することができます。

地名の表示

日本ワインに限り、次に掲げる地名を表示することができます。

- イ 産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が同一である場合の産地名
- ロ 産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が異なる場合のぶどうの収穫地名
- ハ 産地で収穫されたぶどうの使用が85%未満である場合のワインの醸造地名

なお、日本ワイン以外の国内製造ワインであっても、一括表示欄には原材料の原産地名としてぶどうの収穫地を表示することはできることとしています。

ぶどうの品種名の表示

国内製造ワインの原料として使用したぶどうの品種名については、次に掲げる品種名を表示することができます。ただし、一括表示欄以外への表示は、日本ワインに限り表示できることとしています。

- イ 単一品種を85%以上使用している場合の单一品種名
- ロ 2品種の合計で85%以上使用しており、かつ、使用量の多い順に表示する場合の2つの品種名
- ハ 3品種以上の合計で85%以上使用しており、それぞれの使用量の割合を併記し、かつ、使用量の多い順に表示する場合のそれぞれの品種名

ぶどうの収穫年の表示

日本ワインに限り、同一収穫年のぶどうを85%以上原料として使用している場合に、その収穫年を表示することができます。

原材料名の表示

国内製造ワインには、一括表示欄に原材料名を表示する必要があります。

原材料名は、①果実、②濃縮果汁、③輸入ワイン及び④国内製造ワインの区分により、使用量の多い順に表示することとしています。なお、④についてはその国内製造ワインの原材料を①～③とみなして表示することとしています。

特定の原材料を使用した旨の表示

国内製造ワインのうち濃縮果汁又は輸入ワインを原材料に使用したものについては、主たる商標を表示する側に10.5ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で、その原材料を使用したことの表示を行う必要があります。

原産国名の表示

輸入ワインには、一括表示欄に原産国名を表示する必要があります。

適用時期

平成30年10月30日以降に酒類製造場等から移出する果実酒等に適用しています。

また、適用の日前（平成30年10月29日まで）に容器に詰められた果実酒等については、この表示基準を適用していません。

20 酒類における有機の表示基準

酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）は、日本農林規格等に関する法律（JAS法）の一部改正に伴い、令和4年10月1日に廃止され、令和7年10月1日以後、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示する場合には有機JAS認証を取得し、有機JASマークを付すことが必要となりました。一方で、令和7年9月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から輸入する酒類については、引き続き表示基準に基づく表示を行うことができる旨の経過措置を設けています。ここでは、当該経過措置期間中において適用される内容について記載しています。

酒類における有機の表示基準（概要）

1 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

次の基準を全て満たす酒類（有機農畜産物加工酒類）については、酒類の容器又は包装に有機等の表示をすることができます。

(1) 原材料及び使用割合

- ・ 使用する原材料は、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」といいます。）に基づく格付けをされた有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物であること。
- ・ 有機農畜産物等の重量の割合が95%以上であること。
- ・ 食品添加物は、製造に必要な最小限度の量であること。

(2) 製造その他の工程に係る管理

製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の条件を満たしていること。

(3) 品目の表示

- ・ 酒類の品目の表示に併せて「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」（有機畜産物を原材料として使用していないものに限ります。）と表示されていること。
- ・ 「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」の表示の文字の書体及び大きさは、酒類の品目の表示の文字と同じであること。

なお、我が国のJAS法に規定する格付制度と同等の制度を有する諸外国から輸入される酒類については、一定の要件の下に、上記(1)及び(2)の基準を満たすものとして取り扱います。

2 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示

有機農畜産物等を原材料に使用した有機農畜産物加工酒類以外の酒類については、次の要件を全て満たしている場合に、有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示をすることができます。

(1) 酒類の品目の表示に併せて「（有機農畜産物○%使用）」と表示されていること。

(2) 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと。

(3) 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、次によること。

イ 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のものは、商品名の文字の活字のポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）よりも小さいものであること。

ロ 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のものは、二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないものであること。

(参考)酒類における有機の表示例

1 有機農産物加工酒類の場合

お酒は二十歳になつてから

原材料名
米(国産)、米こうじ(国産米)
精米歩合 60%
製造者
△△酒造株式会社
○○県○○市1-1-1
内容量 360ml
アルコール分
15度以上 16度未満
製造年月 令和6年3月

清酒 (有機農産物加工酒類)⁽¹⁾

有機純米吟醸酒

○○正宗

【製造等の要件】

(原材料)
有機 JAS 格付の有機農産物等を 95% 以上使用

(添加物)
製造に必要な最小限度量

(製造工程管理)
物理的又は生物の機能を利用した製造の方法による等の一定の条件を満たす

【表示の要件】

(1) 品目表示に併せて「(有機農産物加工酒類)」と表示されていること。

2 有機農産物等を原材料に使用している場合 (有機農産物等の使用表示)

お酒は二十歳になつてから
有機米使用⁽³⁾

原材料名
米(国産)、米こうじ(国産米)
精米歩合 60%
製造者
△△酒造株式会社
○○県○○市1-1-1
内容量 360ml
アルコール分
15度以上 16度未満
製造年月 令和6年3月

清酒 (有機農産物 80% 使用)⁽²⁾

純米吟醸酒

○○正宗

【製造等の要件】

(原材料)
有機 JAS 格付の有機農産物等を使用

【表示の要件】

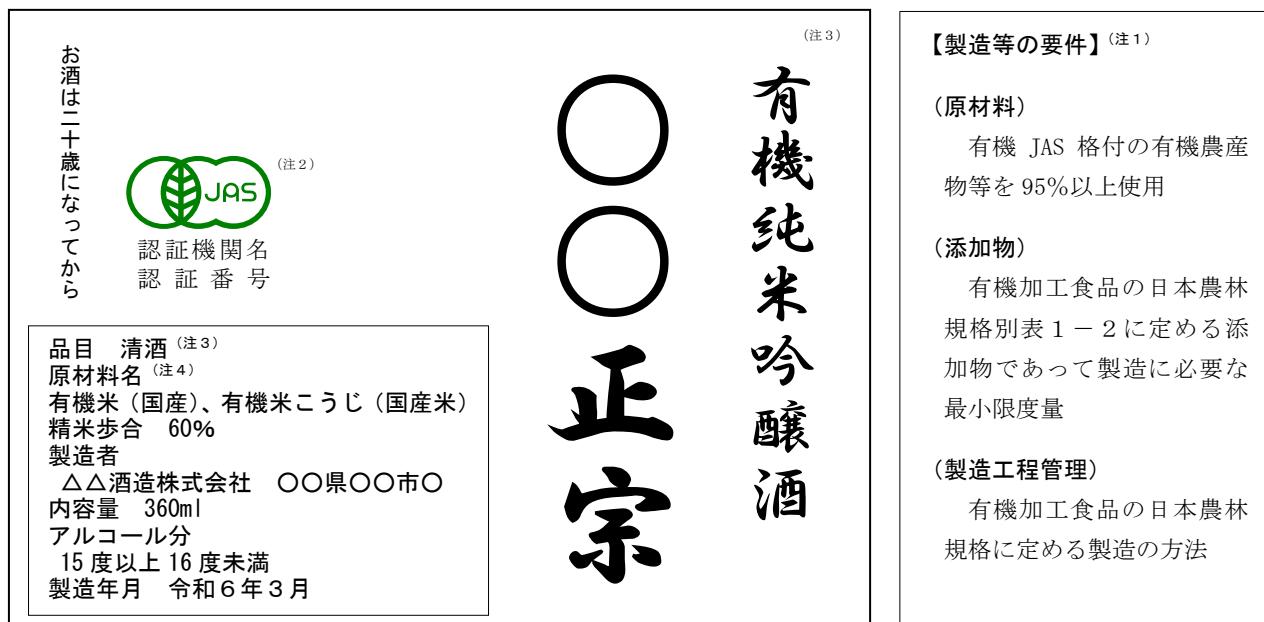
(1) 品目表示に併せて「(有機農産物 80% 使用)」と表示されていること。

(2) 「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称(純米吟醸酒)又は商品名(○○正宗)と一体的でないこと。

(3) 有機農産物等の使用割合が 50% 以上であるので、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること。

- ・ 有機農産物等の使用割合が 50% 未満である場合は、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないようにする必要があります。

(参考) JAS 法における有機酒類の表示例



(注1) 有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）に定めるところによる。

(注2) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第24号）に定めるところによる。

(注3) 酒類に係る有機等の名称の表示は、酒類の品目の表示とは別に、当該酒類の一般的な名称に併せて表示する。

(注4) 酒類に係る原材料名の表示は、有機加工食品の日本農林規格第5条の規定に従い、原材料名として表示すべき名称に「有機」等の文字を記載する。また、「転換期間中」の記載についても、同様とする。

21 酒類の地理的表示に関する表示基準

1 地理的表示制度について

ヨーロッパのワイン法を起源とする地理的表示(Geographical Indication : GI)制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価等）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度です。

地理的表示に指定されると、商品の原料、製法や品質基準が明確になり、一定の品質を満たさない商品の地域ブランドへの「ただ乗り」防止によるブランド価値の向上が期待できるほか、国際交渉を通じて、外国に対しても地理的表示を名乗った模造品等の取締りを求めるようになります。

2 制定の経緯等

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、地理的表示が知的所有権の一つであると定義され、産地の虚偽表示や真正の産地以外を産地とするものであると消費者が誤認するような表示の使用が禁止されました。さらに、ぶどう酒又は蒸留酒については、地理的表示により表示される場所を産地としないものについて、その真正の産地が表示される場合や、「種類」、「型」等の表現を伴う場合など、消費者が誤認しないような表示であっても、その地理的表示の使用が禁止されました。WTO加盟国には地理的表示の保護に関して、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

日本においては、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月国税庁告示第4号）（以下「旧表示基準」といいます。）を平成6年12月に定め、行政上の措置によりぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の保護を行ってきました。また、平成17年9月には、清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、旧表示基準の一部を改正して清酒の地理的表示の保護を行うこととしました。

しかし、旧表示基準では地理的表示の指定の要件が具体的に示されていないこともあり、十分な活用が進まなかったという状況を踏まえ、日本産酒類のブランド価値の向上や輸出促進の観点から、平成27年10月に全ての酒類を対象とした「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）（以下「表示基準」といいます。）として大幅な見直しを行い、地理的表示の指定を受けるための基準の明確化、消費者に分かりやすい統一的な表示のルール化等の制度の体系化を行いました。

3 表示基準の概要

酒類の地理的表示

酒類の地理的表示とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類がWTO加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であって、国税庁長官が指定するもの又は日本国外のWTO加盟国において保護されるものをいいます。

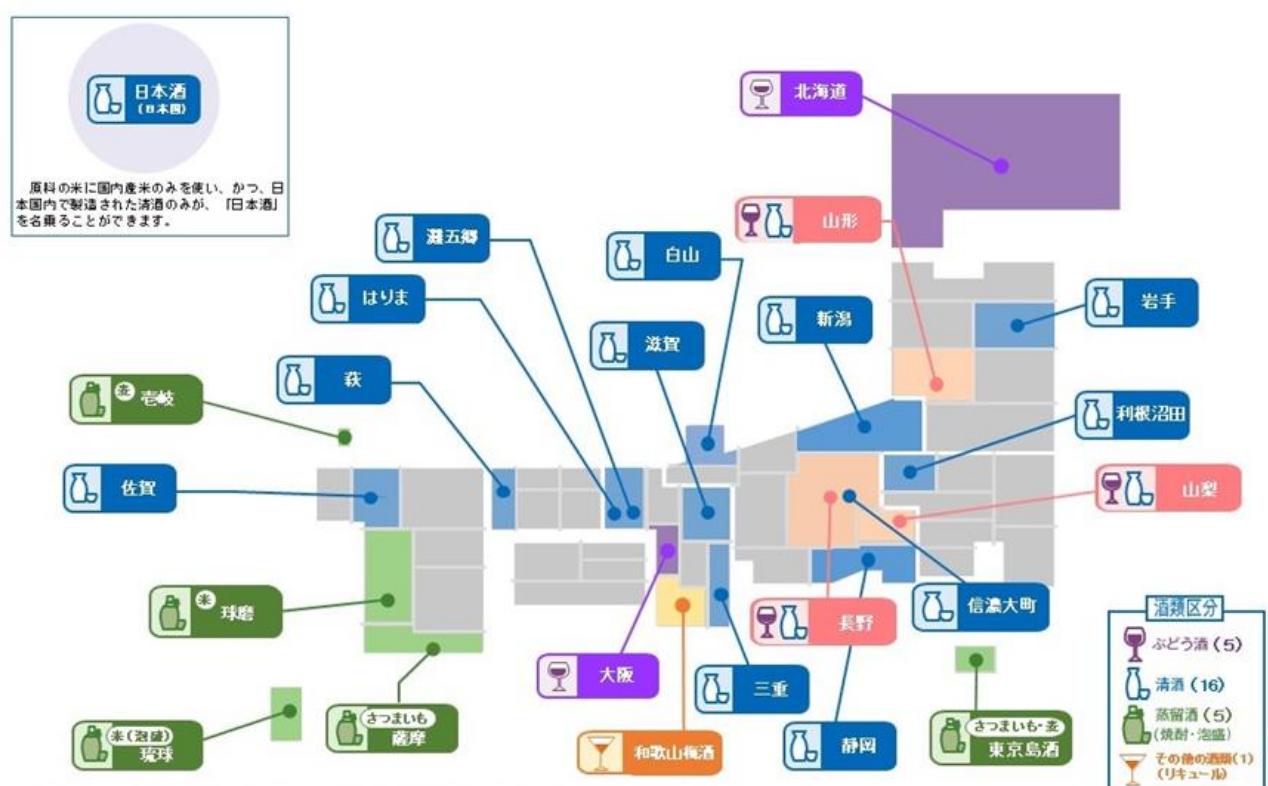
国内における酒類の地理的表示は、令和6年3月末時点で27の地域（日本酒を含みます。）を指定しています。（65ページ及び66ページ参照）

※ 日本国以外のWTO加盟国の地理的表示を保護するに当たっては、国税庁長官が交渉等を通じて確認することとされています。

(1) 国税庁長官が指定した地理的表示（令和6年3月末現在）

名称	指定した日 (変更した日)	産地の範囲	酒類区分
壱岐	平成 7 年 6 月 30 日 (平成 30 年 2 月 27 日)	長崎県壱岐市	蒸留酒
球磨	平成 7 年 6 月 30 日 (平成 30 年 2 月 27 日)	熊本県球磨郡及び人吉市	蒸留酒
琉球	平成 7 年 6 月 30 日 (平成 30 年 2 月 27 日、 令和 2 年 9 月 14 日)	沖縄県	蒸留酒
薩摩	平成 17 年 12 月 22 日 (平成 30 年 2 月 27 日)	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	蒸留酒
白山	平成 17 年 12 月 22 日 (平成 29 年 11 月 20 日)	石川県白山市	清酒
山梨	平成 25 年 7 月 16 日 (平成 29 年 6 月 26 日)	山梨県	ぶどう酒
日本酒	平成 27 年 12 月 25 日	日本国	清酒
山形	平成 28 年 12 月 16 日	山形県	清酒
北海道	平成 30 年 6 月 28 日	北海道	ぶどう酒
灘五郷	平成 30 年 6 月 28 日 (令和 2 年 8 月 17 日)	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市及び西宮市	清酒
はりま	令和 2 年 3 月 16 日	兵庫県姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町	清酒
三重	令和 2 年 6 月 19 日	三重県	清酒
和歌山梅酒	令和 2 年 9 月 7 日	和歌山県	その他の酒類
利根沼田	令和 3 年 1 月 22 日	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	清酒
萩	令和 3 年 3 月 30 日	山口県萩市及び阿武郡阿武町	清酒
山梨	令和 3 年 4 月 28 日	山梨県	清酒
佐賀	令和 3 年 6 月 14 日	佐賀県	清酒
大阪	令和 3 年 6 月 30 日	大阪府	ぶどう酒
長野	令和 3 年 6 月 30 日	長野県	ぶどう酒
長野	令和 3 年 6 月 30 日	長野県	清酒
山形	令和 3 年 6 月 30 日	山形県	ぶどう酒
新潟	令和 4 年 2 月 7 日	新潟県	清酒
滋賀	令和 4 年 4 月 13 日	滋賀県	清酒
信濃大町	令和 5 年 6 月 30 日	長野県大町市	清酒
岩手	令和 5 年 9 月 25 日	岩手県	清酒
静岡	令和 5 年 11 月 30 日	静岡県	清酒
東京島酒	令和 6 年 3 月 13 日	東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町及び青ヶ島村	蒸留酒

酒類の地理的表示の指定状況（令和6年3月末現在）



(2) 保護に当たって交渉等を通じて確認した地理的表示の状況

イ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年4月1日発効）

メキシコ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	テキーラ/Tequila	蒸留酒
球磨	蒸留酒	メスカル/Mezcal	蒸留酒
琉球	蒸留酒	ソトール/Sotol	蒸留酒
薩摩	蒸留酒	バカノラ/Bacanora	蒸留酒
		チャランダ/Charanda	蒸留酒

ロ 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成19年9月3日発効）

チリ共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
薩摩	蒸留酒	チリ産ピスコ/Pisco Chileno (Chilean Pisco)	蒸留酒

ハ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年3月1日発効）

ペルー共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	ピスコ・ペルー/Pisco Perú (Pisco Peru)	蒸留酒
球磨	蒸留酒		
琉球	蒸留酒		
薩摩	蒸留酒		

ニ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合（E U）との間の協定（平成31年2月1日発効）

【欧州連合（E U）で保護】

名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	はりま	清酒
球磨	蒸留酒	三重	清酒
琉球	蒸留酒	和歌山梅酒	その他の酒類
薩摩	蒸留酒	利根沼田	清酒
白山	清酒	萩	清酒
山梨	ぶどう酒	佐賀	清酒
	清酒	大阪	ぶどう酒
日本酒	清酒	長野	ぶどう酒
山形	ぶどう酒		清酒
	清酒	新潟	清酒
北海道	ぶどう酒	滋賀	清酒
灘五郷	清酒		

【日本で保護】

ボルドー、ブルゴーニュ（いずれもぶどう酒）など169の地理的表示。

ホ 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(令和3年1月1日発効)

【グレートブリテン及び北アイルランド連合王国で保護】

名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	山形	清酒
球磨	蒸留酒	北海道	ぶどう酒
琉球	蒸留酒	灘五郷	清酒
薩摩	蒸留酒	はりま	清酒
白山	清酒	三重	清酒
山梨	ぶどう酒	和歌山梅酒	その他の酒類
	清酒	利根沼田	清酒
日本酒	清酒	萩	清酒

【日本で保護】

スコッチ・ウイスキー（蒸留酒）など13の地理的表示。

ヘ 「酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」及び「日本産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」

アメリカ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
山梨	ぶどう酒	バーボン・ウイスキー/ Bourbon Whisky(Bourbon Whiskey)	蒸留酒
日本酒	清酒	テネシー・ウイスキー/ Tennessee Whisky (Tennessee Whiskey)	蒸留酒
北海道	ぶどう酒		

(3) 相手国への申請により保護された地理的表示の状況

インド（物品の地理的表示（登録及び保護）法、1999年法律第48号）

登録番号	名称	区分	登録日
994	日本酒	Class 33 (アルコール飲料)	令和6年4月1日

地理的表示の保護の内容

地理的表示の名称は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用することができません。

また、当該酒類の真正の産地として使用する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても、同様に使用することはできません（例えば、長崎県壱岐市以外で製造された焼酎に「焼酎壱岐タイプ」、「壱岐風焼酎」などと表示することはできません。）。

なお、地理的表示は「ぶどう酒」、「蒸留酒」、「清酒」又は「その他の酒類」の酒類区分ごとに指定等することとしており、地理的表示の酒類区分と異なる酒類区分での使用は禁止されません（例えば、ぶどう酒の地理的表示である「大阪」を清酒に使用する場合。）。

地理的表示の使用

地理的表示の使用とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

- イ 酒類の容器又は包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は包装に地理的表示を付したものを受け渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、価格表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

地理的表示であることを明らかにする表示

消費者が、酒類のラベル表示から地理的表示制度に基づいた酒類であるかどうかを区別できるよう、消費者に分かりやすい統一的な表示のルールとして、酒類の容器又は包装に地理的表示を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「G I」の文字を併せて使用することとしています。

なお、地理的表示を使用していない酒類には、「地理的表示」等の文字を使用することはできません。

※ 地理的表示「日本酒」については、これらの文字を併せて使用しなくてもよいこととしています。

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

- イ 日本国以外のWTO加盟国のおどり酒又は蒸留酒の地理的表示を、平成6年4月15日前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、おどり酒又は蒸留酒の商標として日本国内で継続して使用してきた場合
- ロ 地理的表示の指定より先に商標登録出願された登録商標を使用する場合
- ハ 国税庁長官が地理的表示の保護の規定を適用しないものとして公示した商標その他の表示を使用する場合
- ニ 自然人の氏名又は法人の名称、酒類製造業者の製造場又は酒類販売業者の販売場の所在地、酒類の原料の産地として使用する場合（公衆が地理的表示と誤認するような方法で使用する場合を除く）

22 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号。以下「表示基準」といいます。）は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、20歳未満の者の飲酒防止のための対応が必要とされたことから、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成6年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への20歳未満の者の飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成9年2月に表示基準の一部が改正（平成9年2月国税庁告示第3号）され、同年7月から適用されています。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年6月に表示基準の一部が改正（平成15年6月国税庁告示第4号）され、同年9月から適用されています。

酒類の陳列場所の表示については、20歳未満の者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とするため、平成17年9月に表示基準の一部が改正（平成17年9月国税庁告示第22号）され、同年10月から適用されています。

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（概要）

1 酒類の容器等に対する表示

- (1) 酒類の容器又は包装（以下「容器等」といいます。）には、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、容器等の見やすい所に、6ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上（容量360ml以下の場合は5.5ポイントの活字以上）の大きさの統一のとれた日本文字で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50ml以下のもの又は③調味料として用いられること若しくは薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

2 酒類の陳列場所における表示

- (1) 酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。

(2) (1)の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本文字で明瞭に表示しなければなりません。

3 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本文字で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

- (1) 20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
- (2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）
- (3) 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨

4 酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示しなければなりません。

- (1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）
「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨
- (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨
- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）
「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨

23 酒類の表示の基準における重要基準

酒類業組合法第86条の6第1項及び同法施行令第8条の4の規定により、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他これらに類する事項、二十歳未満の者の飲酒防止に関する事項及び酒類の消費と健康との関係に関する事項の表示について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができることとされており、現在、4つの表示基準が定められています。

更に、酒類業組合法第86条の7の規定により、財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを定めることができることとされており、この規定に基づき「酒類の表示の基準における重要基準」（平成15年12月国税庁告示第15号。以下「重要基準」といいます。）が定められています。

※ 重要基準に違反していると認められるときは、酒類業組合法第86条の6第3項、第86条の7及び第98条第2号の規定により、重要基準に違反している個々の酒類業者に対して、その基準を遵守すべきことを個別に指示した上で、指示に従わなかった場合に命令を行い、さらに命令に違反した場合に罰則を科すこととされています。

酒類の表示の基準における重要基準を定める件（概要）

- (1) 「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第8号）のうち、
 - ① 特定名称（吟醸酒など）を容器等に表示する場合の基準
 - ② 原材料名など容器等に表示しなければならない事項の基準
 - ③ 最上級を意味する用語など容器等に表示してはならない禁止事項の基準
- (2) 「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）のうち、
 - ① 記載事項の表示に関する基準
 - ② 特定の原材料を使用した旨の表示に関する基準
 - ③ 地名の表示に関する基準
 - ④ ぶどうの品種名及び収穫年の表示に関する基準
- (3) 「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）のうち、地理的表示の保護に関する事項の基準
- (4) 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号）のうち、
 - ① 酒類の容器又は包装に対する表示の基準
 - ② 酒類の陳列場所における表示の基準
 - ③ 酒類の自動販売機に対する表示の基準
 - ④ 酒類の通信販売における表示の基準

※ 「酒類における有機の表示基準」（平成12年12月国税庁告示第7号）については、令和4年10月1日に廃止されたことに伴い重要基準から除かれましたが、令和7年9月30日までの間に酒類の製造場から移出し又は保税地域から輸入する酒類については、引き続き当該表示基準を適用する経過措置期間が設けられているため、経過措置期間中は従前のとおり次の基準について、特に表示の適正化を図る必要があるものとされています。

- ① 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示の基準
- ② 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準
- ③ 有機農畜産物加工酒類の名称等の表示の基準
- ④ 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示の基準